

占用許可申請及び施行承認申請の流れについて

※ 書類搬送は、申請者にて行ってください。



市道占用工事（道路法第32条）

道路やその上空・地下に物を設置して継続的に占有すること

地上：防犯灯、突出看板等

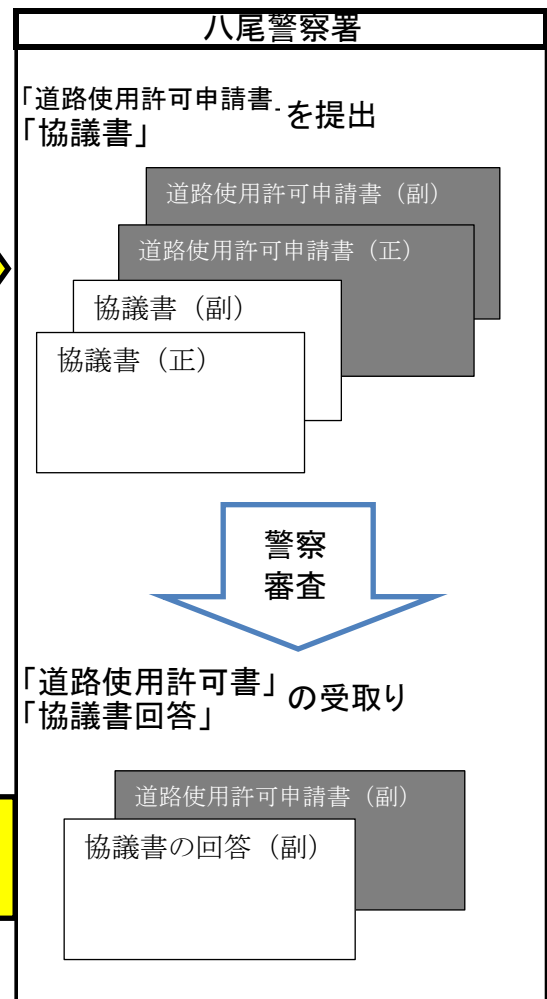
地下：地下通路等

市道施行承認工事（道路法第24条）

道路管理者以外の者が自ら事情により、道路の形状を変更する必要がある場合に行う工事

乗入口の新設・位置変更、カーブミラー移設

ガードレール移設・撤去、舗装復旧等



市 許可書
即日 発行

④工事着手



工事中です

来庁回数
市役所 3回
警察署 2回

お問い合わせ
土木管財課
TEL072-924-8552
八尾警察署
TEL072-992-1234